

第8 その他の福祉

1 旧軍人、戦傷病者、戦没者遺族の援護

旧陸・海軍の軍人・軍属等及びその遺族に対する国家補償のため、恩給法及び戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づき恩給、一時金等が支給されている。

1 軍人恩給

普通恩給	12年以上在職年がある下士官及び兵 13年以上在職年がある准士官及び将校
増加恩給	特別項症から第7項症までの障害者
傷病年金	第1款症から第4款症までの障害者
一時恩給	引続く実在職年が3年以上あり、普通恩給資格のない旧軍人・軍属
一時金	通算して3年以上実在職があり、恩給法の対象にならない旧軍人

以上は、本人対象に支給されるが、遺族（主として妻）に対して次のものが支給されている。

普通扶助料	普通恩給受給者の遺族
公務扶助料	旧軍人・軍属の戦没遺族
増加非公死扶助料	平病死した増加恩給受給者の遺族
傷病者遺族特別年金	平病死した傷病年金受給者の遺族

恩給法に基づく、令和元年度の普通恩給（改訂請求を含む）・増加恩給・傷病年金・一時恩給・一時金の取扱件数は0件であった。

2 戦傷病者、戦没者遺族等の援護

戦傷病者・戦没者の身分と、又これらと遺族との身分関係等により、恩給法による処遇が受けられない者を対象とした援護措置がなされている。

障害年金	準軍属等で、恩給法の傷病恩給と同程度の障害者
遺族年金	旧軍人・軍属の戦没遺族（内縁の妻、継父母等）
遺族給与金	戦没者の身分が準軍属である者の遺族
特設年金	旧軍人等が勤務に関連して死亡したとみなされた遺族
障害者遺族特別年金	平病死した障害年金受給者の遺族

【第8 その他の福祉】

このほか、戦傷病者の妻には「戦傷病者等の妻に対する特別給付金」が、戦没者の妻には「戦没者等の妻に対する特別給付金」が、戦没者の父母で身寄りが絶えた者には「戦没者等の父母に対する特別給付金」が10年、又は5年払いの国債で交付されている。

戦傷病者等の妻に対する特別給付金取扱状況 (単位：件)

令和元年度中の取扱件数		昭和51年法改正後の取扱延件数	
請	求	請	求
	国債交付		国債交付
1	1	574	550

戦没者等の妻に対する特別給付金取扱状況 (単位：件)

令和元年度中の取扱件数		昭和51年法改正後の取扱延件数	
請	求	請	求
	国債交付		国債交付
1	1	1,057	1,057

戦没者等の父母に対する特別給付金取扱状況 (単位：件)

令和元年度中の取扱件数		昭和51年法改正後の取扱延件数	
請	求	請	求
	国債交付		国債交付
0	0	20	16

3 戦傷病者の特別援護

恩給法の定めによる障害（特別項症から第7項症、第1款症から第4款症、第1目症から第4目症に区分されている。）がある旧軍人・軍属等で「戦傷病者手帳」を所持している者に国家補償の観点から種々の措置が講じられている。

- ・ 療養の給付、療養手当の支給
- ・ 葬祭費の支給
- ・ 更生医療の給付
- ・ 補装具の支給及び修理
- ・ 国立の保養所への入所
- ・ 旅客鉄道会社等の鉄道及び連絡船への乗車及び乗船についての無賃取扱い
- ・ 航空運賃の割引証明の発行
- ・ 所得税・県・市民税の減免
- ・ 自動車取得税の減免
- ・ NHKテレビ受信料の減免

令和元年度戦傷病者特別援護の取扱状況

(単位：件)

区分	件数	請求件数	交付・決定件数
戦 傷 病 者 手 帳		0	0
J R 無 賃 乗 車 券 引 換 証 等		0	0
補 装 具		0	0
療 養 の 給 付		0	0

4 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金

戦没者の妻、子、父母が公務扶助料、又は遺族年金等を受給していたが婚姻、成人到達、死亡等により年金等受給者は逐年減少の傾向にある。これら残された2親等内の親族（兄弟姉妹）に対して国が弔慰を示すものとして制定されたもので、現在は、満州事変以降の戦没者等の3親等内の親族を対象（同一生計関係があった者に限る）としている。

特別弔慰金取扱い状況

(単位：件)

令和元年度中の取扱件数		法施行後の取扱延件数	
請 求	国債交付	請 求	国債交付
0	0	8,665	8,548

2 日本赤十字社（静岡県支部富士市地区）

日本赤十字社法に基づき、世界の平和と人類の福祉増進のため、博愛と人道を旗印に社員の募集、災害救護活動、講習会（救急法、水上安全法、健康生活支援講習、幼児安全法、減災セミナー）の開催、血液事業等を行うほか、赤十字奉仕団の活動育成を行っている。

また、災害等の義援金、救援金の募集を行い、内訳は以下のとおりである。

(令和2年3月31日現在)

1	東 日 本 大 震 災	98,375 円
2	熊 本 地 震 災 害	23,043 円
3	令 和 元 年 8 月 豪 雨 災 害	1,173 円
4	北 海 道 胆 振 東 部 地 震	56,001 円
5	令 和 元 年 台 風 第 15 号 千 葉 県 災 害	160,000 円
6	令 和 元 年 台 風 第 19 号 災 害	3,732,645 円

1 日本赤十字社活動資金の募集

日本赤十字社の事業資金は、赤十字会員のご理解とご協力により集められた会費で賄われている。

日本赤十字社は、毎年5月を中心に「赤十字運動」として、赤十字奉仕団・各町内会・各女性団体のご協力のもと、各家庭にお願いして会員の募集を行っている。

会員数・活動資金状況

年 度	会員数	活動資金額（千円）
平成 27 年度	55,574	31,300
平成 28 年度	55,068	31,088
平成 29 年度	55,082	30,098
平成 30 年度	54,117	30,081
令和元年度	53,216	29,445

2 災害救護活動

災害による罹災者への救援品の支給を行う。（毛布・タオル・緊急セット・男女下着等支給）

救援品支給状況

（単位：件）

区分 年度	天 災			火 災	
	全 壊	半 壊	床上浸水	全 焼	半 焼
平成 27 年度	0	0	0	3	1
平成 28 年度	0	0	0	6	3
平成 29 年度	0	0	0	5	2
平成 30 年度	0	0	0	1	1
令和元年度	0	0	0	6	1

3 講習会の開催

思わぬ災害や事故にあったとき等、応急処置や医学的知識を身につけることにより、家庭や地域で役立てることができる。

このため、赤十字奉仕団員、町内会（区）、学校等を対象に専門講師のもとで講習会を開催している。

講習会の実績

（単位：回）

年 度	救急法	水上安全法	健康生活 支援講習	幼児安全法	減災セミナー	BLS入門講座※
平 成 27年度	16	1	1	1	0	-
平 成 28年度	14	1	1	0	3	-
平 成 29年度	9	3	0	1	3	-
平 成 30年度	8	4	0	0	4	-
令 和 元年度	7	3	0	0	3	2

※BLS（一次救命処置）とは、心肺蘇生と AED を用いた徐細動によって行われる救命措置のこと。

4 血液事業

日本では、明治22年頃から輸血が行われるようになり、輸血用血液は売血に頼っていたが、献血によって賄うため、昭和24年に日本赤十字社が血液事業として活動を始め、現在に至っている。

今日、難病・事故等により大量の輸血が必要とされるため、献血がより重要となってきており、現在の高齢社会においては、若い世代の積極的な協力が求められている。

(1) 献血

献血は、16歳から69歳までの方にご協力をお願いしている。ただし、65歳以上の献血については、献血される方の健康を考え、60～64歳の間に献血経験がある方に限る。

毎月第1、3木曜日に市役所において、また、毎月第2日曜日にジャンボエンチョー富士店において、移動採血車による献血を実施している。その他、市内各地や事業所にも巡回して、献血を行っている。

献血には2種類（200ml献血・400ml献血）があり、安全で有効な輸血への対応を図っている。

富士市献血実施状況

(単位：人)

年 度	献 血 者 数		
	200ml	400ml	計
平成 27 年度	387	6, 273	6, 660
平成 28 年度	309	6, 154	6, 463
平成 29 年度	204	5, 789	5, 993
平成 30 年度	186	5, 474	5, 660
令和元年度	192	5, 475	5, 667

(2) 血液の確保対策

心臓病の手術等に必要血液は、有効期間が短く、血液センターからの供給は常に十分とはいえない。血液を安定的に供給する体制を確立するために「献血者登録制度」を推進している。

3 災 害 救 助

大規模災害時、罹災者の保護と社会の秩序の保全を図るため、国、県、市、日本赤十字社、その他の団体等が救援業務を行う。

1 災害救助業務

被害が一定以上の基準に達し、救助が必要となるときには災害救助法が適用され、次の応急救助が行われる。

- ・避難所及び応急仮設住宅の供与
- ・炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ・被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- ・医療及び助産
- ・被災者の救出
- ・住居又はその周辺の土石等の障害物の除去
- ・被災した住宅の応急修理
- ・生業に必要な資金の貸与
- ・学用品の給与
- ・埋葬
- ・死体の搜索及び処理

2 災害弔慰金と災害援護資金（富士市災害弔慰金の支給等に関する条例）

災害弔慰金の支給等に関する法律により、自然災害により死傷した者の遺家族に対し、災害弔慰金・災害障害見舞金を支給するとともに、被災世帯の世帯主に対し、生活立て直しのための災害援護資金の貸付を行う。

(1) 災害弔慰金の支給

【表1】に定める1～4に該当する災害により、死者があったときには、その遺族に対し災害弔慰金の支給を行う。

- ・ 死亡者が受給者の生計を主として維持していた場合 500万円以内
- ・ その他の場合 250万円以内

(2) 災害障害見舞金の支給

【表1】に定める1～4に該当する災害により、負傷又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む）に、精神又は身体に障害（障害の程度による）がある者に対し、災害障害見舞金の支給を行う。

- ・ 災害時の主たる生計維持者の場合 250万円以内
- ・ その他の場合 125万円以内

(3) 災害援護資金の貸付

【表1】に定める3に該当する災害により、被害を受けた世帯に対し、次のとおり貸付けを行う。

[対象世帯]

- ・ 被害金額が住家又は家財の価格のおおむね1/3以上の損害のある世帯。
- ・ 貸付金額 【表2】のとおり
- ・ 貸付期間 10年（3年据置《内閣総理大臣が認める特別な場合に限り5年》）
- ・ 貸付利率 保証人を立てる場合・・・無利子
保証人を立てない場合・・・年1パーセント（据置中は無利子）
- ・ 償還方法 元利均等の年賦、半年賦、又は月賦償還
- ・ 貸付対象者 世帯主
- ・ 延滞利率 年5パーセント
- ・ 申込先 市役所（福祉子ども部福祉総務課）

災害弔慰金・災害障害見舞金・災害援護資金適用基準表

【表1】

適用基準	
1	富士市内で5世帯以上の住居が滅失した災害
2	5世帯以上が滅失した市町が県内に3以上発生した災害
3	県内で災害救助法による救助が行われた災害
4	災害救助法による救助が行われた都道府県が2以上生じた災害

災害援護資金貸付限度額表

【表2】

	被害の種類・程度	世帯主の負傷有	世帯主の負傷無
1	家財の損害が1/3未満の世帯	150万円	—万円
2	家財に1/3以上の損害を受けた世帯	250	150
3	住居が半壊した世帯	270	170
4	住居が全壊した世帯（5を除く）	350	250
5	住居の全体が滅失、流失又はこれと同等の世帯	350	350

※ 世帯主の負傷の有無は、災害により全治1か月以上の負傷をしたかどうかということ。

3 災害の援助（富士市災害見舞金支給要領）

災害救助法が適用されない災害や失火等により死亡した市民の遺族や、住家に損害を受けた世帯に災害見舞金を支給している。

一般災害

＜各年度3月31日現在＞

年度	全壊（焼）		半壊（焼）		床上浸水		ケガ・死亡	
平成27年度	3件	150,000円	0件	0円	0件	0円	0件	0円
平成28年度	6件	300,000円	3件	90,000円	0件	0円	1件	50,000円
平成29年度	4件	200,000円	2件	60,000円	0件	0円	1件	50,000円
平成30年度	1件	50,000円	2件	60,000円	0件	0円	0件	0円
令和元年度	6件	300,000円	2件	60,000円	0件	0円	3件	100,000円

4 福祉基金

（富士市福祉基金条例）

福祉基金は、ボランティア活動・民間福祉活動・在宅福祉活動等が地域社会で安定して永続的かつ自主的に展開できるよう、その基盤とする人的、諸条件を整備するため、資金面でそれを支えることにあ

る。
昭和55年度に設立されたボランティア活動基金をボランティア活動の目的で運用してきたが、これを発展させ、積極的に基金の充実を図るとともに幅広く福祉活動が推進できるよう、昭和62年度からボランティア活動基金、市民の皆様方から寄せられた寄付金と富士市からの出資金（3億円）を合わせて福祉基金とし、積み立てを行うこととした。

積立額 442,457千円 <令和2年4月1日現在>

5 福祉展

富士市内の福祉施設・団体の方々が日ごろから心を込めて作り上げた作品を展示し、市民に対する福祉の啓発を行う。

＜令和元年度実績＞

〔日程〕 令和元年10月16日（水）～20日（日）

〔会場〕 ロゼシアター 1階 展示室

※令和2年度の福祉展は新型コロナウイルス感染症対策のため中止

参加状況

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
参加団体数	58	61	61	59	55
製作者数(人)	3,125	3,587	3,296	3,194	3,021
作品数(点)	2,496	2,635	2,678	2,452	2,267
来場者数(人)	5,409	5,641	5,372	4,966	4,287

6 社会福祉大会

社会福祉に功労のあった方々を表彰し、感謝すると共に、障害者の自立と社会参加への理解を深めることを目的に開催する。

＜令和元年度実績＞

〔日 時〕 令和元年 11 月 7 日（木） 13：00～

〔会 場〕 ロゼシアター 中ホール

〔受賞者数〕 ○大会会長感謝状（社会福祉功労）・・・3人（3個人）

○社会福祉協議会会長表彰・・・・・・・・・・78人（77個人、1団体）

○社会福祉協議会会長感謝状・・・・・・・・・・14人（12個人、2団体）

〔活動発表〕 NPO 法人 富士市手をつなぐ育成会 パワーアップ事業部 保坂真理 氏

「富士市障害者就労機能パワーアップ事業の取り組み」

〔記念講演〕 ゴールボール女子日本代表

ロンドンパラリンピック金メダリスト 安達阿記子 氏

「夢に向かって」

＜令和2年度開催予定＞ 令和2年 11 月 12 日（木）

7 社会福祉法人の指導監督

主たる事務所（法人本部）が富士市の区域内にあり、実施する事業が富士市の区域を越えない社会福祉法人の所轄庁として、法人に対する指導監督を行う。

1 社会福祉法人認可事務

- ・ 定款変更の認可
- ・ 法人設立の認可
- ・ 定款変更届出の承認
- ・ 基本財産処分の承認
- ・ 社会福祉充実計画の承認
- ・ 理事の在任証明
- ・ 税額控除対象の証明

社会福祉法人認可事務実績 (件)

年度	認可	承認	証明
平成29年度	7	4	0
平成30年度	8	0	0
令和元年度	6 (2)	4	0

※ () は認可のうち法人設立に関する認可件数

2 社会福祉法人指導監査事務

社会福祉法に基づく社会福祉法人の運営状況等の指導監査を実施する。なお、生活保護法ほか社会福祉各法に基づき設置する社会福祉施設の指導監査については、引き続き静岡県が実施する。

〔所轄法人数〕 21 法人 (令和2年4月1日現在)

(うち令和元年度指導監査実施法人数 …… 9 法人)

〔根拠法令〕 社会福祉法第56条第1項